

# 回覧 お知らせ 岸六自治会

互いに声かけ 安全・安心 令和2年(2020年) 9月号

岸六ホームページ

<https://kishi6.org>

スマートフォンでもok!



詳しくは黄色の表紙の総会資料  
P.13を参照してください

## 長寿のお祝いをお届けいたします

岸町六丁目には令和2年、75才以上の方が186名いらっしゃいます。岸六自治会では該当する皆様に、市と自治会から「長寿のお祝い」を次の通りお届けする予定です。

○お届けする日時 9月17日(木)から9月20日(日)

○お届けの方法 簡易書留郵便にて

※今年は、新型コロナウイルスの感染防止を考慮した結果、昨年までとは異なる方法でお届けすることとしました。

※岸町六丁目の年齢層別の人口分布を表にしてみました。

年齢(歳)	0~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80~89	90~	
人数(人)	148	169	211	231	318	398	184	172	89	18	計1938名

## 防 災

毎年9月1日は「防災の日」です。岸六自治会では、本紙6月号で「防災対策委員会を立ち上げ」を掲げ、その準備を進めてきました。その結果、内容と構成が固まりました。この9月号の別紙にその詳細を示し、メンバーの募集をします。是非、多くの皆様の参加をお待ちしています。

## 集金活動が終了しました

7月から各組長の皆様のご協力の下、集金活動が開始され、8月中頃に完了いたしました。会員並びに組長の皆様にお礼を申し上げます。

集金活動の結果 組数34、会員数325、金額991,400円(協力費、募金を含む)が現在の数値です。現在はマンション会員の皆様の振込受入による会費受入が続いています。

### 今後の予定

### 検温とマスクの着用をお願いします

- ・役員組長会議 9月 6日(日)10:00~岸町公民館1階第1・2講座室(9月5日から変更)
- ・役員組長会議11月21日(土)10:00~岸町公民館2階第1・2会議室
- ・新型コロナウイルスの感染防止のため、「親睦研修バス旅行」、「敬老祝い会食(ふれあい会食)」は中止とします。また、「公民館文化祭」はパネル展示のみとなり、「調公園ふれあい祭り」も中止となりました。

# 岸六自主防災会 会則

岸六自主防災会

## 第1条 [設置目的]

岸六自主防災会は、地域連帯と相互援助の精神に基づいて、日頃から防災意識の高揚を図ると共に、地震・風水害・火災等が発生した場合においては、災害応急対策の万全を期し、地域の秩序の維持と住民福祉の確保を図るために設置する。

## 第2条 [組織の名称]

この会の名称は、岸六自主防災会（以下「会」）という。

## 第3条 [会員]

この会は、岸六自治会に加入する世帯をもって構成する。

## 第4条 [役員]

この会の役員として、会長、副会長及び班長を置く。

会長には自治会長、副会長には自治会副会長（防災担当）、班長には自治会役員があたる。

## 第5条 [組織及び任務]

第1条の目的を遂行するために次の班を置き、それぞれ別表に定める任務を分担する。

総務班、消火班、情報班、避難誘導班、救援救護班、給水給食班、要配慮者支援班  
各班には班長、副班長及び班員を置く。

副班長及び班員には自治会役員、同委員（組長）、この会の会員の他に会員以外の地域住民もあたることができる。

## 第6条 [防災会議、防災対策委員会]

この会の運営及び活動を協議するため、防災会議を置く。

防災会議は、第4条で定める役員で構成し、必要のつど会長が招集して議長となる。

地域での防災活動を推進するため、防災対策委員会を置く。

防災対策委員会は、役員、副班長及び班員で構成し、委員長には副会長があたる。

## 第7条 [災害対策本部]

災害が発生し、または発生する恐れがあるときは、必要に応じて役員で構成する災害対策本部を設置する。本部長には会長があたり、設置場所は会長宅とする。ただし、状況により変更することができる。

## 第8条 [市その他関係機関および団体等との協力体制]

この会は、災害応急対策の万全を期するため、市および関係機関ならびに隣接自治会等と常に連絡を取り、応援協力体制を確立しておくものとする。

## 第9条 [各世帯の心得]

各世帯は、いつ、どこでも災害に対処できるように日常の備えと心構えを身に付けると共に、この会の指示に従い、活動が円滑に遂行できるよう共に助け合い、協力し合うものとする。

## 第10条 [個人情報取扱い、管理者]

この会が保有する個人情報は、個人情報の保護に関する法律等に基づいて適正に取り扱い、全ての会員が個人情報の保護に努めるものとする。個人情報の管理者は、会長とする。

## 第11条 [委任]

この会則に規定するもののほか、この会の運営に必要な事項は防災会議で定める。

(附則)

この会則は昭和61年9月1日から施行する。

令和2年8月1日一部改正

## 岸六自主防災会 任務分担表

岸六自主防災会

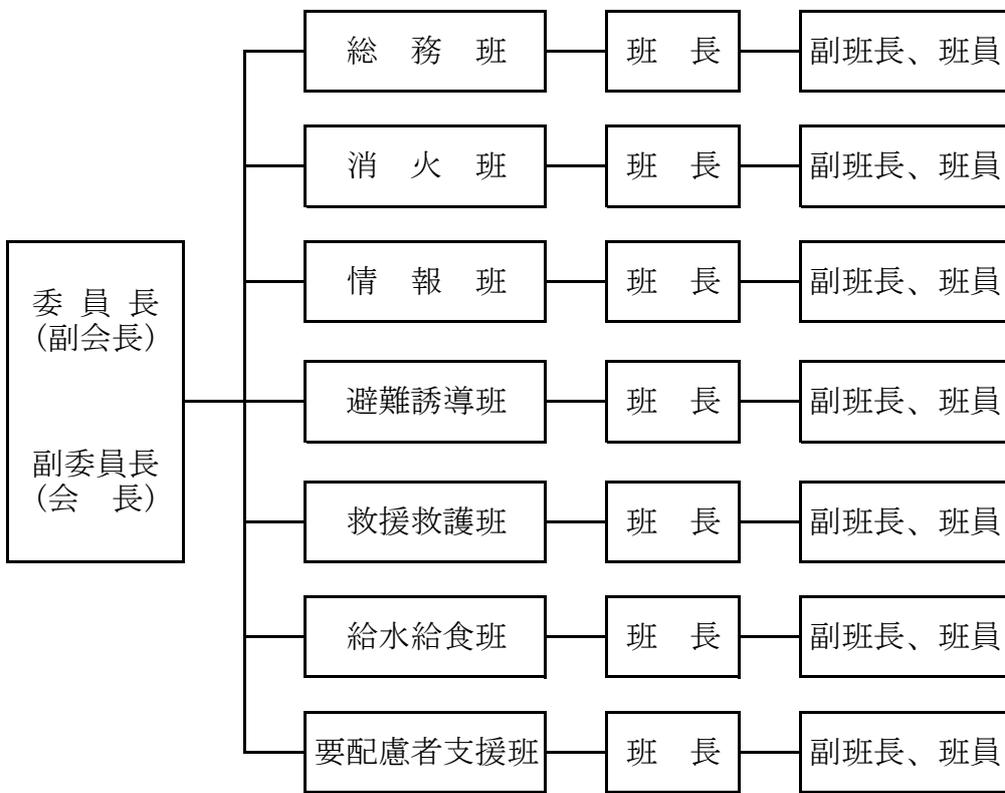
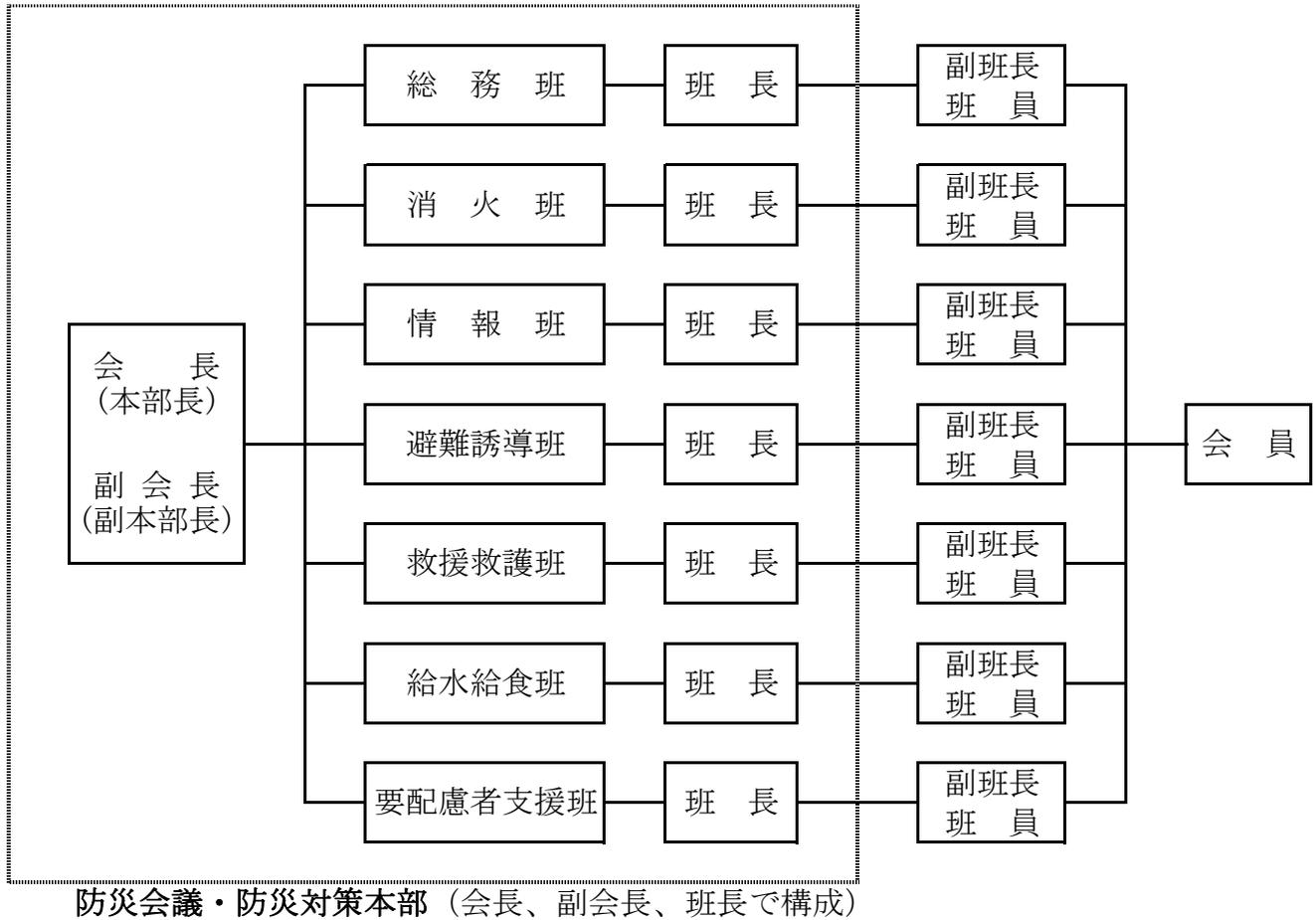
班 名	平 常 時	災 害 時
総 務 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災計画の策定</li> <li>○年間活動計画の策定</li> <li>○会の庶務及び経理（災害時も同）</li> <li>○市をはじめとした防災機関等との連携</li> <li>○各班合同の防災訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部の設置、運営</li> <li>○関係機関との連絡、調整</li> <li>○各班との連携、調整</li> </ul>
消 火 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消火器等による消火技術の習得</li> <li>○消火訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○火災の初期消火活動</li> <li>○火災状況の本部への報告</li> </ul>
情 報 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災に関する情報の収集、記録</li> <li>○防災知識の普及、啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害状況・災害情報の収集、報告</li> <li>○本部把握情報の広報</li> <li>○デマ・混乱の防止</li> </ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難経路・避難所の確認と危険個所（ブロック塀等）の点検</li> <li>○自治会区域内の防災マップの作成</li> <li>○避難誘導訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定避難場所の設置協力</li> <li>○住民の安全確認、避難誘導</li> <li>○避難世帯・人員の把握、報告</li> </ul>
救援救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難行動要支援者の把握</li> <li>○災害備蓄品・機材の確保、管理</li> <li>○救援救護訓練の実施</li> <li>（補）避難行動要支援者とは、災害時に自ら避難することが困難な人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難行動要支援者の安全確保、救援、報告</li> <li>○救護所の設置、運営</li> <li>○負傷者の救護、報告</li> <li>○医療機関との連携</li> <li>○救援物資（飲料水・食糧以外）の受入、配分</li> </ul>
給水給食班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地元食料販売者等との食料供出の協定</li> <li>○地域にある井戸の把握</li> <li>*生活用水としての使用の可否を把握</li> <li>○備蓄飲料水・食糧の確保、管理</li> <li>○炊き出し用機材の確保、管理</li> <li>○給水・給食訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○飲料水・食糧の必要量の把握、報告</li> <li>○飲料水・食糧の調達、受入、配分</li> <li>○炊き出し</li> </ul>
要配慮者支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要配慮者を支援する関係機関との連携を進める。</li> <li>（補）要配慮者とは、障がい者・妊産婦・乳幼児・高齢者・外国人等の内、災害時に特に配慮を要する人。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要配慮者の安否確認、避難誘導、報告</li> <li>○関係機関との連携</li> <li>○避難後の世話</li> </ul>

※災害時には、分担表の任務以外でも各班とも協力し合い、連携を取りながら臨機応変に行動してください。

（補足）実効性のあるものにするために、防災対策委員会で十分検討願います。

# 岸六自主防災会 組織編成図

岸六自主防災会



防災対策委員会 (委員長、副委員長、班長、副班長、班員で構成)

# 今、メンバーになろう

岸六自治会では、「岸六自主防災会」の基に、「防災対策委員会」を立ち上げ、皆さんの力を結集して活動していく為、メンバーを募ります。

メンバー募集に際しては、年齢、性別、職業は問いません。自治会の会員、非会員も問いません。自分達の「まち」を見直し、より安心より安全な「まち」を創り出して行く為に、是非、多くの方の参加を待っています。参加の連絡や問い合わせについては、下記の役員へ。

- ・笠井(861-1008) ・金井(861-8961) ・勝浦(822-1291)
- ・杉山(862-0781) ・山中(822-7853) ・山崎(832-0353)

岸六ホームページでも、「イベント申込」・「問い合わせ」欄からそれぞれ入ることができます。

岸六ホームページ

<https://kishi6.org>

スマートフォンでもok!



# 今、やろう

もしも今!! 直下の大地震が起きたら。そのとき、家にいたら? 真夜中だったら? 真冬だったら? ひとりでいたら? 守るべき誰かいたら? 目の前が一瞬にして姿を変える瞬間、あなたは どうする?

今、想像しよう。今、正しい知識を得よう。今、備蓄しよう。今、家族や近所の人たちと話そう。一つ一つの小さな備えが、あなたを守る。人は、災害と戦える。 そうだ、今やろう!

災害から身を守るすべてを。

『東京防災』